

### 4.1.c マレーシア（半島部）

半島部の土地面積は13万1,850 km<sup>2</sup>で、日本の国土面積のほぼ三分の一の面積である。森林面積は577万3,000haで、この面積は半島部の面積の44%にあたる。森林は半島中央部に広く展開し、中央部のKelantan州、Pahang州、Perak州及びTerengganu州の4州で半島部の森林面積の79%を占めている。

半島部の行政区画は、10の州と二つの特別区で構成している。

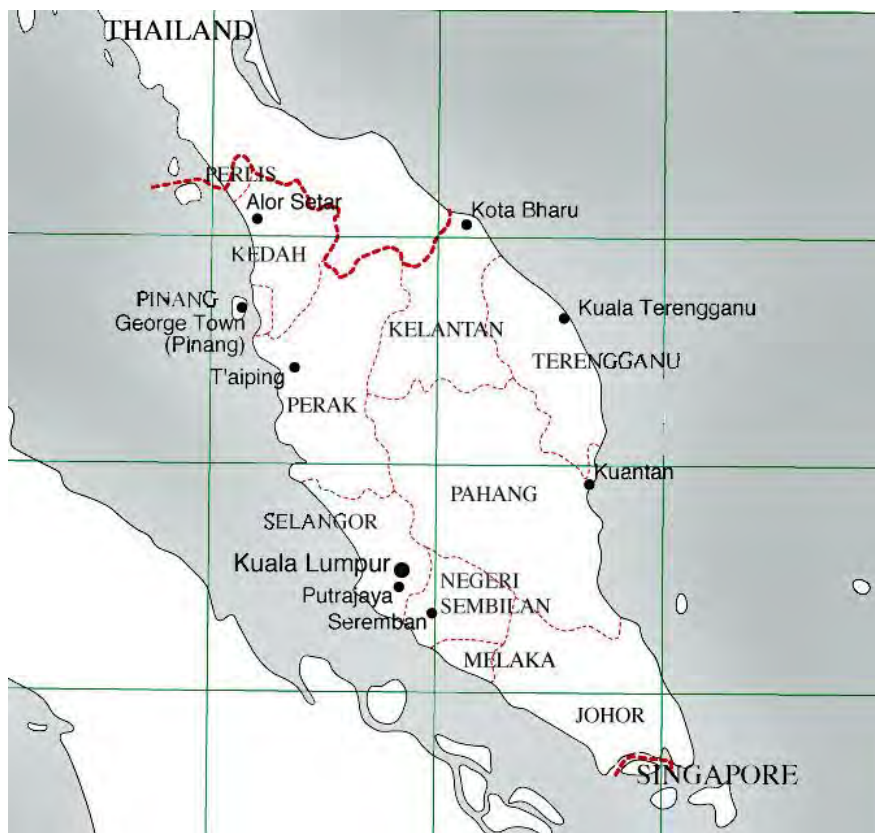


図 4.1.c1 半島マレーシア略図

2016年の所有形態別森林面積は、連邦有林が95%（551万ha）を占め、連邦有林の89%は永久林に指定されている。永久林の内、85%が内陸林（492万4,000ha）、同じく8%は人工林（40万2,000ha）である。

2016年は半島部の永久林の内、7万2,000haに伐採許可が出ていたが、伐採面積は、永久林、州有林及び私有林を合わせて3万5,000haにとどまっている。伐採面積が最も多かった州は、中央部のPahang州で、半島部の伐採面積の40%を占めている。

森林面積に占める人工林面積の割合は小さいがその面積は拡大しており、同面積は2012年の19万8,000haから2016年には40万2,000haと倍増している。人工林は中央部の

Kelantan 州及び Pahang 州に広く展開し、両州の人工林面積の合計（25 万 6,000m<sup>3</sup>）は半島部の人工林面積の 64%にあたる。

2016 年の半島部の丸太生産量は 445 万 1,000m<sup>3</sup>であった。最も丸太生産量が多かったのは半島中央部の Pahang 州で、227 万 1,000m<sup>3</sup>（半島部丸太生産量の 51%）の丸太を生産した。

表 4.1.c1 所有形態別森林面積

(1,000ha)

		2012	2013	2014	2015	2016
合 計		5,789	5,831	5,803	5,784	5,773
連邦有林	計	5,479	5,521	5,519	5,501	5,509
	小計	4,894	4,936	4,934	4,916	4,924
	内陸林	4,354	4,257	4,185	4,168	4,163
	泥炭スワンプ林	243	255	255	253	253
	マングローブ林	99	100	106	106	106
	人工林	198	324	388	389	402
	野生生物保護林（除く永久林）	585	585	585	585	585
州 有 林		305	305	279	278	259
そ の 他		5	5	5	5	5

資料：Forestry Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

表 4.1.c2 州別土地面積、森林面積、丸太生産量（2016 年）

	土地面積 (1,000ha)	森林 (1,000ha)			森林率 (%)	永久林伐採 許可面積 (1,000ha)	伐採面積 (全森林) (1,000ha)	丸太生産量 (1,000m <sup>3</sup> )
		計	天然林	人工林				
計	13,185	5,773	5,371	402	43.8	72	35	4,451
Johor	1,902	449	389	60	23.6	2	1	47
Kedah	943	342	332	10	36.3	3	3	458
Kelantan	1,511	812	646	166	53.7	5	2	831
Melaka	165	5	5	—	3.0	30	—	3
Negeri Sembilan	666	158	155	3	23.7	2	1	44
Pahang	3,596	2,057	1,967	90	57.2	14	14	2,271
Perak	2,101	1,022	965	57	48.6	7	6	530
Perlis	80	12	11	1	15.0	—	—	—
Paulau Pinang	103	8	8	—	7.8	—	—	—
Selangor	793	251	240	11	31.7	1	—	4
Terengganu	1,296	655	651	4	50.5	8	8	264
Kuala Lumpur	29	2	2	—	6.9	—	—	—

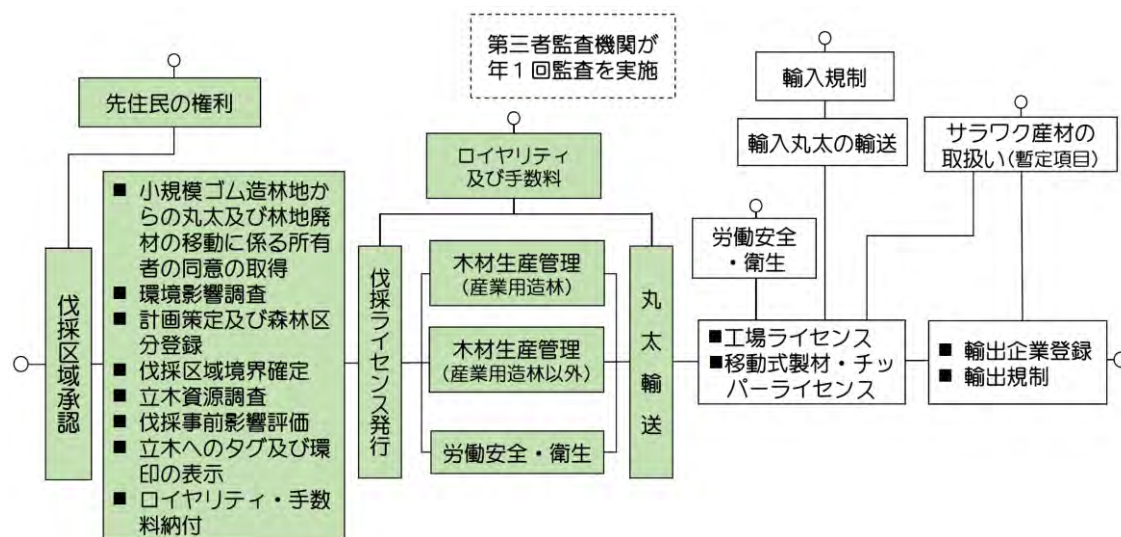
資料：Forestry Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 2016

#### 4.1.c.1 マレーシア木材合法性保証システム (MYTLAS) (マイティールス)

##### 4.1.c.1.1 概要

半島部の木材及び木材製品の合法性を保証するマレーシア木材合法性保証システムは、六つの基準と 24 の標準を設定している。サバ州及びサラワク州が行っている木材合法性システム同様、マレーシア木材合法性保証システムも基準 1 から基準 4 までを丸太の生産及び管理に係る「川上の基準」(標準数 16) として、基準 5 及び基準 6 を「川下の基準」(標準数 8) として設定している。

マレーシア木材合法性保証システムの標準間の関連を次の図に示した。マレーシア木材合法性保証システムでは、年 1 回、第三者監査機関による監査を実施している。



注：網かけの部分は、「川上の標準」、それ以外は「川下の標準」。  
資料：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c2 マレーシア木材合法性保証システムの標準間の関連と手続きの流れ

半島部はサラワク州及びサバ州と比較すると、ゴム材を主とする人工林材の生産及び加工産業が盛んなため、木材合法性システムの標準にゴム材の取扱いに係るものを設定しているのが特徴的である。

#### 4.1.c.1.2 対象品目

マレーシア木材合法性保証システムが対象としている木材・木材製品は、次の表のとおりである。

表 4.1.c3 マレーシア木材合法性保証システムの対象品目

HS コード	品目	HS コード	品目	HS コード	品目
4403	丸太	4409	モールディング	4414	木製フレーム
4406	枕木	4410	パーティクルボード	4418	木製建具
4407	製材品	4411	ファイバーボード	9403、9430、 9640、9660	木製家具
4408	単板	4412	合板		

資料：Malaysian Timber Industry Board, “MYTLAS (Peninsular Malaysia)”, p4.

#### 4.1.c.1.3 実施主体

マレーシア木材合法性保証システムの実施主体は、マレーシア木材産業庁（Malaysian Timber Industry Board (MTIB)）である。同庁は、プランテーション産業商品省（Ministry of Plantation and commodities (MPIC)）傘下の行政機関で、急速に工業化が進行しているマレーシアにおいて、様々な分野の木材産業を開発し、技術開発や市場開発等の支援による継続的な成長の確保を目的として 1973 年に設立された。マレーシア木材産業庁の設立の目的、機能及び権限は、マレーシア木材産業庁設置法<sup>1</sup>が定めている。同庁は、木材貿易や流通の規制及び管理、木材の加工技術の改善、技術の普及や情報の収集及び提供等の役割を担うとともに木材及び木材製品の輸出許可書の発行も行っている。

マレーシア木材産業庁のマレーシア木材合法性保証システムに係る主な業務には、事業体登録の受付及び管理、輸出木材の合法性の最終確認、輸出許可証、ライセンス及び木材輸入許可証の発行並びにワシントン条約に掲げられている木材の輸出入許可証の発行がある。

マレーシア木材産業庁の他に、マレーシア木材合法性保証システムの運用においては、伐採及び木材の管理は各州の森林局が、伐採現場及び加工工場での労働者の安全衛生は労働安全衛生局（DOSH）<sup>2</sup>、労働局（DoL）<sup>3</sup>及び社会保障機構（SOCISO）<sup>4</sup>が、貿易・通関はマレーシア王国税関（RMC）<sup>5</sup>が責を担い、伐採ライセンス発行の承認に環境影響評価が必要なときは環境局（DoE）<sup>6</sup>が検査を行う。

<sup>1</sup> Malaysian Timber Industry Board (Incorporation) ACT 1973

<sup>2</sup> Department of Occupational Safety and Health (DOSH)

<sup>3</sup> Department of Labor (DoL)

<sup>4</sup> Social Security Organization (SOCISO)

<sup>5</sup> Royal Malaysian Customs Department (RMC)

<sup>6</sup> Department of Environment (DoE)

#### 4.1.c.1.4 事業体数

2017年10月初旬の時点で、半島部にはマレーシア木材合法性保証システムに参加できる事業体が約4,000件存在するが、実際に参加している事業体は約320件である<sup>7</sup>。半島部でも木材生産事業者及び木材取扱事業者は州政府への登録が義務づけられているが、マレーシア木材合法性保証システムの履行はEU向けに木材・木材製品を輸出する事業者だけに義務づけられている。

マレーシア木材産業庁にマレーシア木材合法性保証システムに参画するための登録をした事業体は、輸出を行う度にマレーシア木材合法性保証システムのライセンスの発行をマレーシア木材産業庁のウェブサイトを通じて申請する。マレーシア木材産業庁の現地事務所は、申請内容の審査及び確認作業を行い、輸出ライセンスと併せてマレーシア木材合法性保証システムのライセンスを発行する。

#### 4.1.c.1.5 木材合法性保証システムで使用する主な書類

次表にマレーシア木材合法性保証システムの各基準と標準の実行に際し使用する主な証拠書類の一覧を掲げた。これらの書類には、様々な書類が添付されている。

表 4.1.c4 マレーシア木材合法性保証システムで使用する主な証拠書類

	標 準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
基準 1 伐採権	1. 州当局による伐採区域の承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 州森林局が登録した伐採業者名簿</li> <li>■ 林産物生産・採取を認めた条件付認可書（森林局長発行） 【州政府、森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1984年国家森林法第14条、第19条第40条-第42条</li> <li>■ 州森林規程第28条</li> </ul>
	2. 伐採ライセンスの発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 伐採ライセンス 【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1984年国家森林法第19条</li> <li>■ 州森林法第11条</li> <li>■ 2003年森林マニュアル第2巻</li> </ul>
	3. 小規模ゴム造林地からの丸木及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土地所有権を示す書類もしくは権利又は権限を示す契約書 【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1965年国土法</li> </ul>
	4. 環境影響調査（ゴム農園以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境局が承認した環境影響評価報告書</li> <li>■ 環境影響評価コンサルタント登録証</li> <li>■ 環境影響評価承認書 【環境局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1974年環境品質法第34A条</li> <li>■ 1987年環境品質命令付表6</li> </ul>
	5. 環境影響調査（ゴム農園）		
	6. 計画策定及び森林区分登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 承認された森林伐採計画</li> <li>■ 登録された分類区分書</li> <li>■ 登録された不動産区分書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1984年国家森林法第20条第b号、第c号及び第i号</li> <li>■ 州森林規則第11条及び第21条</li> </ul>

<sup>7</sup> マレーシア木材産業庁担当官による説明。

	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
		【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年森林マニュアル第2巻第13章段落4.0及び5.1.9</li> </ul>
基準2 林内 作業	1. 伐採区域境界確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>境界確定・境界確認書</li> <li>低木処理・境界確認書</li> <li>環印種類別環印表示立木数確認記録</li> <li>伐採対象区域境界確定・境界確認図</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1984年国家森林法第20条第a号</li> <li>2003年森林マニュアル第2巻第12章・第13章</li> </ul>
	2. 立木資源調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>立木資源調査報告書</li> <li>伐採可能量決定書</li> <li>伐採限度決定書</li> <li>立木資源調査実施者登録名簿</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年森林マニュアル第3巻第17章第7.1項及び第7.2項</li> <li>択伐管理システムのためのフィールドマニュアル</li> </ul>
	3. 伐採事前影響評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採前評価報告書</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年森林マニュアル第2巻第13章第4.1項</li> </ul>
	4. 立木へのタグ及び環印の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>タグ表示木材生産記録</li> <li>保護樹一覧表</li> <li>母樹一覧表</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年森林マニュアル第3巻第13章第7.2項</li> <li>択伐管理システムのためのフィールドマニュアル</li> </ul>
	5. 木材生産管理 ①産業用造林以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>タグ表示木材生産記録</li> <li>森林検査事務所発行移動許可書記録</li> <li>森林検査事務所発行移動許可書写し</li> <li>モニタリング報告書</li> <li>月別伐採施業進捗状況報告書</li> <li>伐採施業終了報告書</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年森林マニュアル第2巻第13章第7.3項</li> </ul>
	②産業用造林	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林検査事務所発行移動許可書記録</li> <li>森林検査事務所発行移動許可書写し</li> <li>モニタリング報告書</li> <li>月別伐採施業進捗状況報告書</li> <li>伐採施業終了報告書</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年森林マニュアル第2巻第13章7.3項</li> </ul>
	6. 丸太輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林レンジャー又は森林監督官が押印した無効印の表示がある移動許可書又は再移動許可書</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1984年国家森林法第68条及び第73条</li> <li>州森林規則第16条、第17条及び第19条</li> <li>2010年4月21日付森林局長官命令 JH/126 Jld.2(6)</li> </ul>
7. 労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業指示、訓練、保険、事故に関する記録</li> <li>労働安全衛生局監査報告書</li> <li>社会保障機構検査報告書</li> <li>労働局検査報告書</li> </ul> 【労働安全衛生局、労働局、社会保障機構】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1994年労働安全衛生法第15条</li> <li>1952年労働者補償法</li> <li>1969年労働者社会保障法</li> </ul>	
基準3 徴税	ロイヤリティ及び手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動許可書</li> <li>森林検査事務所が管理する月別生産管理簿</li> <li>法定課徴金徴収証の写し</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1984年国家森林法第60条、第61条、第73条及び第75条</li> <li>州森林規則第22条・第23条</li> </ul>
基準4 その他の権利	先住民（オランアスリ）の権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>先住民居住・活動地域内の伐採に係る所有者との同意書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1984年国家森林法第42条第2項第d号及び第62条第2項第b条</li> </ul>



	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 先住民に発行した小規模生産ライセンス</li> <li>■ ロイヤリティ免除認定書（州有林、私有林）</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1954年先住民法第6条-第8条</li> </ul>
基準5 工場の 操業	1. 工場ライセンスの発行及び操業条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 林業総局の承認書</li> <li>■ 加工工場ライセンス</li> <li>■ 加工工場検査報告書</li> <li>■ 加工工場ライセンス更新のための検査報告書</li> <li>■ 丸太一覧表</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1985年木材産業法第3条</li> <li>■ 2003年森林マニュアル第2巻第15章</li> </ul>
	2. 移動式製材又はチップパーのライセンス発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 移動式製材機・チップパーに係るライセンス</li> <li>■ 加工工場ライセンス更新のための検査報告書</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1985年木材産業法第3条</li> <li>■ 2003年森林マニュアル第2巻第15章第7.0項</li> </ul>
	3. 労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 作業指示、訓練、保険、事故に関する記録</li> <li>■ 労働安全衛生局監査報告書</li> <li>■ 社会保障機構検査報告書</li> <li>■ 労働局検査報告書</li> </ul> 【労働安全衛生局、労働局、社会保障機構】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1994年労働安全衛生法第15条</li> <li>■ 1952年労働者補償法</li> <li>■ 1969年労働者社会保障法</li> </ul>
基準6 貿易・ 関税	1. 輸出のための企業登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マレーシア木材産業庁登録業者名簿</li> <li>■ 企業登録証</li> </ul> 【マレーシア木材産業庁】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1973年マレーシア木材産業庁設置法第13条</li> <li>■ 1991年木材産業登録規則</li> </ul>
	2. 輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 輸出ライセンス</li> <li>■ 輸出ライセンス承認記録</li> <li>■ 検査報告書</li> </ul> 【マレーシア木材産業庁、マレーシア王国税関、農業省】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1973年マレーシア木材産業庁設置法第18A条、第18B条及び第20条</li> <li>■ 2008年木材税命令</li> <li>■ 1967年関税法</li> <li>■ 2008年関税令（輸出禁止）</li> </ul>
	3. 輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 丸太・薄板輸入ライセンス（マレーシア木材産業庁発行）</li> <li>■ 植物検疫検査報告書（マレーシア木材産業庁発行）</li> <li>■ 輸入許可書（農業省）</li> </ul> 【マレーシア木材産業庁、マレーシア王国税関、農業省】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1973年マレーシア木材産業庁設置法第18A条、第18B条及び第20条</li> <li>■ 2008年木材税命令</li> <li>■ 1967年関税法</li> <li>■ 2008年関税令（輸入禁止）</li> </ul>
	4. サラワク州産木材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ サラワク州産木材を移入する登録業者名簿</li> <li>■ サラワク州産木材の買手及び販売・流通記録</li> <li>■ 木材産業庁の承認書及び検査記録</li> <li>■ 半島マレーシアに所在する木材輸出業者のサラワク州産木材に係る申告書</li> </ul> 【マレーシア木材産業庁、マレーシア王国税関、農業省】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1967年関税法</li> <li>■ 1973年マレーシア木材産業庁設置法</li> <li>■ 1976年植物検疫法</li> <li>■ マレーシア木材産業庁通達「FLEGT-VPAによるサラワク州から半島マレーシア又はサバ州に移動する木材の取扱いに係る手続き」</li> </ul>
	5. 輸入丸太の輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再移動許可書の写し（輸入会社分）</li> <li>■ 再移動許可書の写し（地方森林事務所分）</li> <li>■ 再移動許可書月間記録（地方森林事務所）</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1984年国家森林法第68条、第73条</li> <li>■ 州森林規程第16条、第17条及び第19条</li> <li>■ 2010年4月21日森林局長官命令 JH-126 Jld. 2 (6)</li> </ul>

資料：マレーシア木材産業庁

#### 4.1.c.2 マレーシア木材合法性保証システムの運用

マレーシア木材合法性保証システムの運用に係る報告には、サバ州についての報告と同様に和文と英文を併記したフローチャート図及び表を用いている。英文と和文の併記は、行政機関の担当部署、書類の名称その他の固有名詞の英文名を明らかにし、日本の関係者が正確に合法性確認を行うことを可能にすること、さらにこれらの図表は一般社団法人全国木材検査・研究協会が作成し、それをマレーシア木材産業庁が同国のマレーシア木材合法性保証システムの関わる省庁とともに監修を行ったこと、さらにマレーシア木材産業庁は 2018 年にマレーシア木材合法性保証システムのいくつかの標準の改正を予定しているため、これらの図表を改める必要が生じる可能性があることから行っている。

##### 4.1.c.2.1 森林部門における運用

伐採現場から加工工場又は輸出港までの丸太の生産、加工及び流通については、各州の森林局が合法性を確保、確認する責を負っている。

半島部では林業行政全般を半島マレーシア林業総局<sup>8</sup>が管轄し、林業行政の実務を各州の森林局が担当する。各州の森林局は、林業行政の地域区分である「地域森林」別に営林署を設置している。

州森林局は森林局長を最高責任者として、各種ライセンスの許認可業務を行っている。

地域森林事務所は各種申請や報告書の審査及び検証を行い、審査又は検証に係る意見書や提案書を州森林局長に提出する機能を担っている。さらに各森林管理区の森林管理官は、営林署の命を受けた各種調査・検証作業の実行及び報告書の作成を担当している。

##### (1) 基準 1 伐採権

基準 1 は伐採権に係る基準である。この基準には、次の六つの標準を設定している。

表 4.1.c5 基準 1 伐採権のコンテンツ

標 準	区 分
①州当局による伐採区域の承認	A. 永久林、州有林及び私有林（認可及び長期契約林区） B. 永久林及び州有林（入札対象林区） C. 私有林
②伐採ライセンス発行	
③小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得	
④環境影響調査（ゴム農園以外）	
⑤環境影響調査（ゴム農園）	
⑥森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録	

<sup>8</sup> Forest Department Peninsular Malaysia



## ①州当局による伐採区域の承認

半島部の森林で伐採活動を行うためには、州森林局からライセンスを取得する必要がある。伐採ライセンスの取得は、伐採ライセンスを申請する場合と入札による場合がある。

### A.永久林及び州有林の認可及び長期契約林区（申請による伐採ライセンスの取得）

伐採ライセンスを申請する企業は、州森林局が登録している企業でなければならない。

州森林局は、申請企業が州森林局に登録している伐採請負企業である事実を確認する。さらに州森林局長は、伐採対象地における先住民居住地及び先住民地域を含む官報記載特定地域の有無を確認する。

伐採ライセンスの申請の可否は、州当局が決定する。州森林局長は州当局が申請を認可した場合は、伐採ライセンスを申請した登録企業に認可条件を記載した落札決定通知を送付し、その後、落札した登録企業の認可条件の承諾を確認する。

落札により伐採ライセンスを取得できる登録企業は、プレミアム及びその他手数料を納付し、州森林局長はこれらの納付を確認した後に、営林署庁に林産物生産ライセンスの認可手続きを開始するように指示する。

### B.永久林及び州有林の入札対象林区（入札による伐採ライセンスの取得）

ライセンスの入札は、州森林局が林産物の生産を民間に委託するときに行う。

このライセンスによる事業期間は、面積別に右の表のように定められているが、最近では1年以内のライセンスが多いといわれている。

表 4.1.c6 面積別ライセンス有効期限

面積	有効期間
1,000ha 未満	1~2年
1,001~2,000ha 未満	1~5年
2,001~20,000ha 未満	10~30年
20,000ha 以上	20~30年

州森林局は伐採対象地を指定するために、立木資源調査又は事前影響評価を含む入札用書類を用意するとともに、州森林局長が伐採許可地域に先住民居住地及び先住民地域を含む官報記載特定用途地域の存在を確認して入札準備を進める。

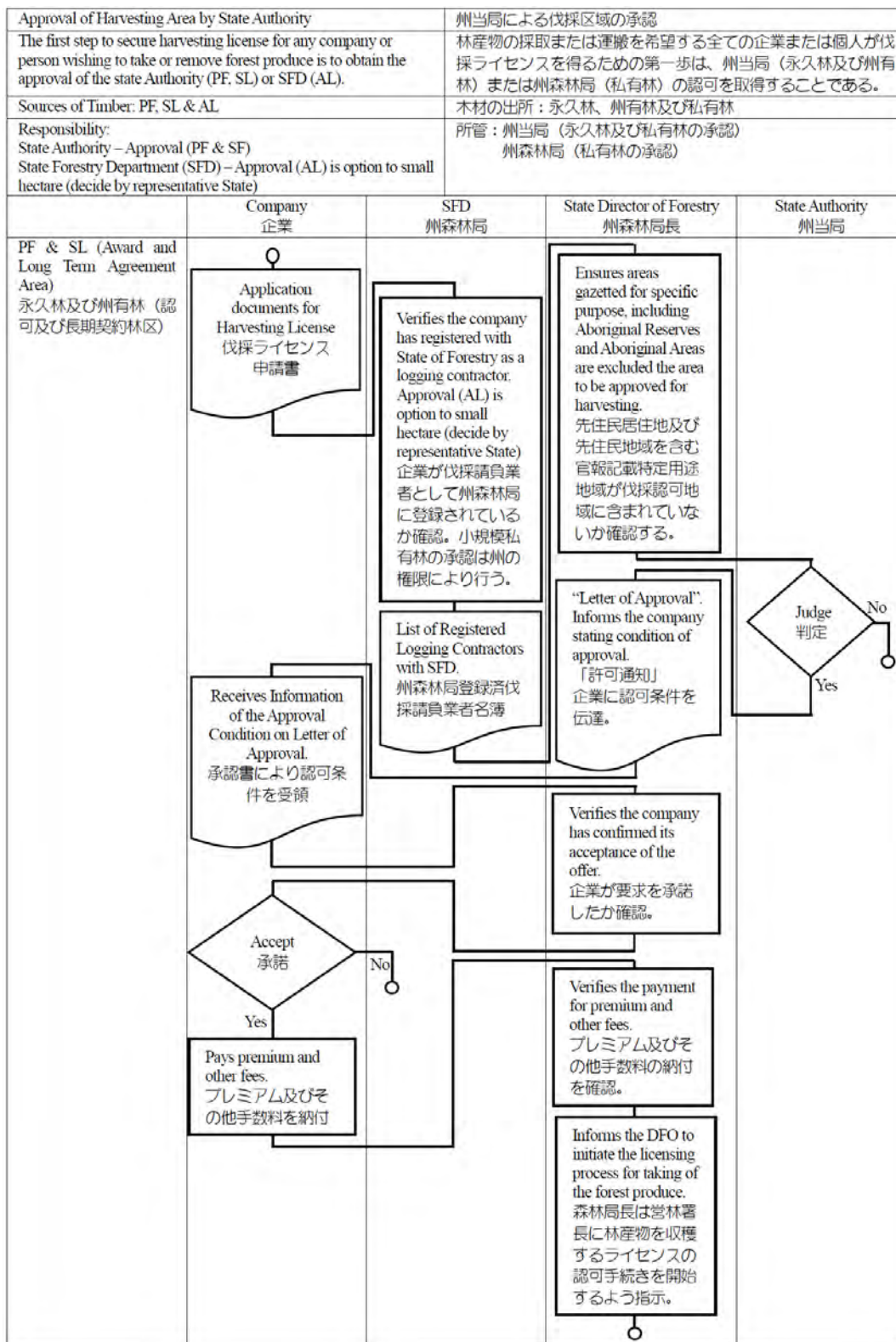
入札参加の資格がある企業は、州森林局が登録しているものである。州森林局は、登録企業から入札申請を受付けると、州森林局登録済伐採請負業者名簿により申請企業の登録を確認し、入札後、州当局が落札企業を決定する。州森林局長は、落札した登録企業に認可条件を記載した落札決定通知を送付し、その後、落札した登録企業の認可条件の承諾を確認する。

落札し、伐採ライセンスの取得資格を得た登録企業はプレミアム及びその他手数料を納付し、州森林局長はこれらの納付を確認した後に、営林署長に林産物生産ライセンスの認可手続きを開始するように指示する。

### C. 私有林

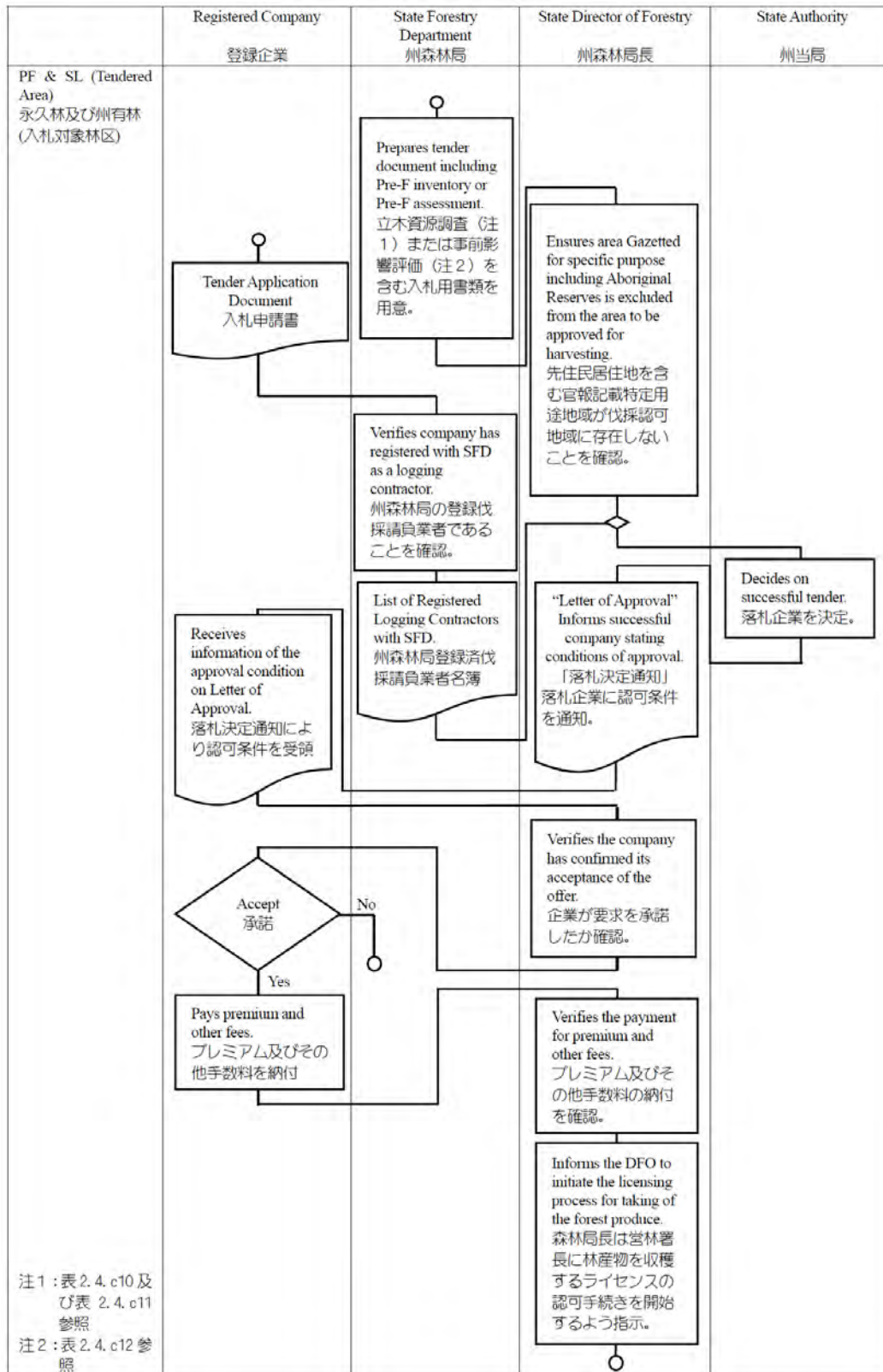
私有林で伐採を行おうとする私有林所有者又は登録済企業は、生産した林産物を私有林内から運び出すために、州森林局に林産物移動許可申請書を提出する。

この申請を受けた州森林局は、林地の現状及び所有者を確認し、適正であると判断したときは、州森林局長が所有者又は登録済企業に認可条件を通知するとともに、営林署長に林産物移動許可手続きを開始するように指示する。



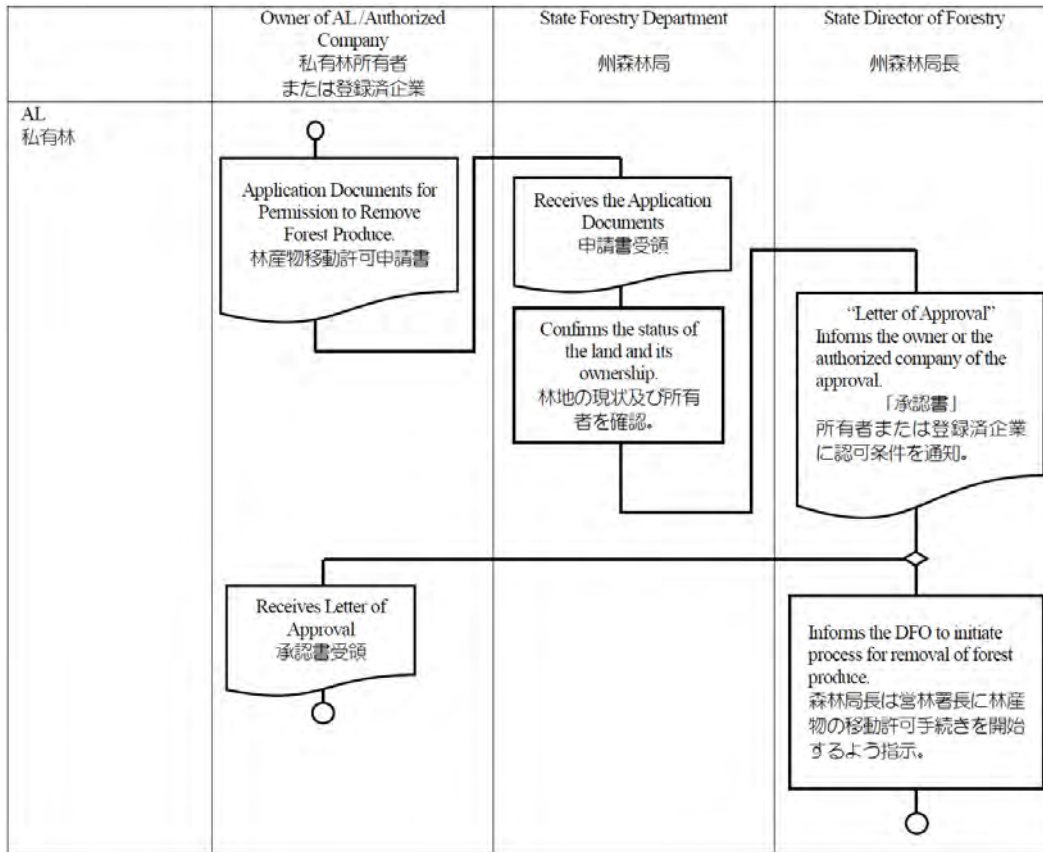
資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c3 州当局による伐採区域承認手続き



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c3 州当局による伐採区域承認手続き（続き）



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c3 州当局による伐採区域承認手続き（続き）



## 【証明書及び手続書類】

州当局による伐採区域の承認に必要な証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c7 州当局による伐採区域の承認に必要な証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF & SL (Award and Long Term Agreement Area) 永久林及び州有林 (認可及び長期契約林区)	Application Letter for harvesting license. 伐採ライセンス申請書	Applicant 申請者	State Forestry Department 州森林局
	List of Registered Logging Contractors with SFD 州森林局登録済伐採請負業者名簿	—	State Forestry Department 州森林局
	Letter of Approval (Informs company stating condition of approval) 許可通知 (企業に認可条件を伝達)	State Director of Forestry 州森林局長	Applicant 申請者
PF & SL (Tendered Area) 永久林及び州有林 (入札対象林区)	Tender Application Documents 入札申請書	Registered Company 登録企業	State Forestry Department 州森林局
	List of Registered Logging Contractors with SFD 州森林局登録済伐採請負業者名簿	—	State Forestry Department 州森林局
	Letter of Approval (Informs successful company stating conditions of approval) 落札決定通知 (認可条件を通知)	State Director of Forestry 州森林局長	Registered Company 登録企業
AL 私有林	Application Documents for Permission to Remove Forest Products 林産物移動許可申請書	Owner of AL /Authorized Company 私有林所有者または登録済企業	State Forestry Department 州森林局
	Letter of Approval (Informs the owner or the authorized company of the approval) 承認書 (所有者または登録済企業に認可条件を通知)	State Director of Forestry 州森林局長	Owner of AL /Authorized Company 私有林所有者または登録済企業

資料：マレーシア木材産業庁

## ②伐採ライセンスの発行

森林で林産物の収穫又は森林から林産物を運び出す者は、有効な伐採ライセンスを所持している必要がある。国家林業法では、永久林又は州有林における林産物生産を原則として禁止しているが、州政府はライセンスにより生産許可を付与できる。これに違反して林産物を生産した者は、罰金刑また懲役刑に処される<sup>9</sup>。

永久保存林及び州有林における林産物の生産については州政府の認可により、譲渡地(私有地)、仮業務ライセンスの対象地、鉱山及び保留地については森林局長官の認可によりライセンスを取得する必要がある。

なお、林産物の生産に係るライセンスは、生産する林産物により「林産物生産ライセンス」と「副林産物生産ライセンス」に区別している。

副林産物生産ライセンスは、永久林及び州有林で木材以外の副林産物を採取するとき以外に、70m<sup>3</sup>未満の木材を生産するときにも用いる。副林産物生産ライセンスの申請手続きは、林産物生産ライセンスと同様である。

その他、永久保存林内に貯木場や伐採キャンプを建設するためには林地使用許可証を、

<sup>9</sup> 国家林業法第 15 条及び第 19 条。



私有林（譲渡地）、仮業務ライセンスの対象地、鉱山及び保留地から林産物を移動するためには林産物移動ライセンスを、林産物生産作業のために永久保存林内の林道を使用するときは道路使用許可証を取得する必要がある。さらに、林産物生産作業を行うためには、サブライセンスの取得並びに林業機械、分類標及び財産標の登録を行う必要がある。

### 【林地使用許可証】

林地使用許可証を所持していない者は、永久保存林内の土地において占有その他のいかなる活動も行えない。これに違反した者の罰金刑及び懲役刑は、国家林業法第 32 条の規定に定められている。

森林伐採事業における一次道路、二次道路、貯木場、伐採キャンプその他の森林伐採基盤整備を行うためには、林地使用許可書が必要である。このためライセンス申請者は、林産物生産ライセンスの申請時に林地使用許可証の申請を併せて行う。

林地使用許可証は、州政府が発行日から発行日と同じ会計年度の末までを最長の有効期限として発行する。同許可証は、申請により一年を超えない範囲で更新が可能である。この更新を承認する権限は州森林局長官にあり、同長官は更新時に林地使用許可の条件を変更、削除又は追加できる。

林地使用許可証には、必要に応じて追加条件が付加され、縮尺 5 万分の 1 の貯木場及び伐採キャンプ位置図が添付される。

基盤整備が立木の伐採を伴わない場合は法定課徴金は供託金及び手数料だけで、納付した手数料は許可証に書き込まれる。しかし、一次道路、二次道路、貯木場及び伐採キャンプの敷設により立木の伐採が不可避な場合は、供託金と手数料に加え、立木価値相当の賠償金及びその手数料の支払いが求められる。伐採をしなければならない立木の価値は森林管理官が評定し、賠償額は州森林局長官が決定する。通常の伐採対象木と区分するために、賠償対象木には橙色のタグを付けて管理する。

なお、橙色のタグを付けた立木を林産物として伐採し、ロイヤリティの支払いの対象とするか否かは、ライセンス取得者の判断による。

州政府は、必要な法定課徴金が支払われ、地域森林事務所長は林地使用許可証及びその写し 8 部を作成した後に林地使用許可証を発行する。林地使用許可証は、原本をライセンス取得者が保管し、その写しは州森林局及び地域森林事務所長が各 2 部を、森林管理官及び森林検査ステーションが各 1 部を保管する。残り 2 部の写しは、要求があった場合に関係部局又は関係機関に回付するための予備である。

なお、林地使用許可証は、伐採基盤整備以外にも、研究活動、教育訓練活動、レクリエーション活動、水資源利用又は野菜及び飼料作物の栽培を目的とした永久保存林の占有又は永久保存林での活動を行うときにも必要である。

### 【林産物移動許可書】

国家林業法第 40 条の規定は、私有林（譲渡地）、仮業務ライセンスの対象地、鉱山及び保留地からの林産物の移動を禁じ、それに違反した者は罰金刑及び懲役刑に処すことを定めている。一方で、同法第 41 条の規定は、州政府がライセンスにより林産物の移動を許可できると定めている。ライセンスの承認及び発行は、州森林局長官が林業法の第 42 条の規定及び森林規則の規則 4 の規定に基づき行う。

林産物移動ライセンスの有効期間は、6 ヶ月を超えない範囲である。同ライセンスの譲渡は禁じられ、ライセンス取得者である個人が死去したとき又は法人が解散したときはライセンスが失効する。

### 【道路使用許可書】

国家林業法第 50 条の規定により、永久林内での自動車の使用には道路使用許可証が必要で、それに違反した者には罰金を科す。

永久林内の林道を使用して林産物を運搬するために必要な道路使用許可証の申請は、通常、林産物生産ライセンスの申請と同時に行う。

道路使用許可証は、州森林局が発行日から 1 年間を最長の期限として発行する。この許可証には必要に応じて追加条件が付加されるとともに、縮尺 5 万分の 1 の路線図が添付される。

伐採を行わずに道路を利用するだけの場合は、供託金及び手数料だけが課され、納付した手数料が道路使用許可証に明記される。しかし、地滑りの防止その他の迂回路の敷設により立木の伐採が避けられないときは、供託金及び手数料の支払いに加え、立木の価値に相当する賠償金及びその手数料の納付が必要である。該当する立木価値の評価の取扱いは、林地使用許可証と同じである。

申請者が必要な法定課徴金を納付した後、地域森林事務所長は道路使用許可証及びその写し 8 部を作成し、同許可書を発行する。道路許可書の原本はライセンス所持者証が、同許可書の写しは州森林局及び地域森林事務所長が各 2 部を、森林管理官及び森林検査ステーションが各 1 部を保管する。許可書の写しの内、残りの 2 部は要求があったときに、関係部局及び関係機関に回付するための予備である。

### 【サブライセンス】

森林規則第 35 条の規定は、林産物生産ライセンス、副林産物生産ライセンス及び林地使用許可証の対象区域内での作業に従事する全ての労働者にサブライセンスの所持を義務づけている。サブライセンスの有効期間は 2 ヶ月以内で、地域森林事務所長が発行する各ライセンス取得者に配布する。申請書及び申請概要書の写しは、森林管理官に回付する。

### 【林業機械の登録】

森林規則第 25 条の規定は、林産物生産ライセンスの対象地域内で使用する全ての林業機械の登録を定めている。

登録できる機械の台数は、林産物生産計画書で承認したものを上限としているが、森林規則第 27 条の規定より、一台の機械を同時に複数の区域に登録できない。機械の登録は州森林局が、登録証の発行は州森林局長官を代行して営林署庁が行う。

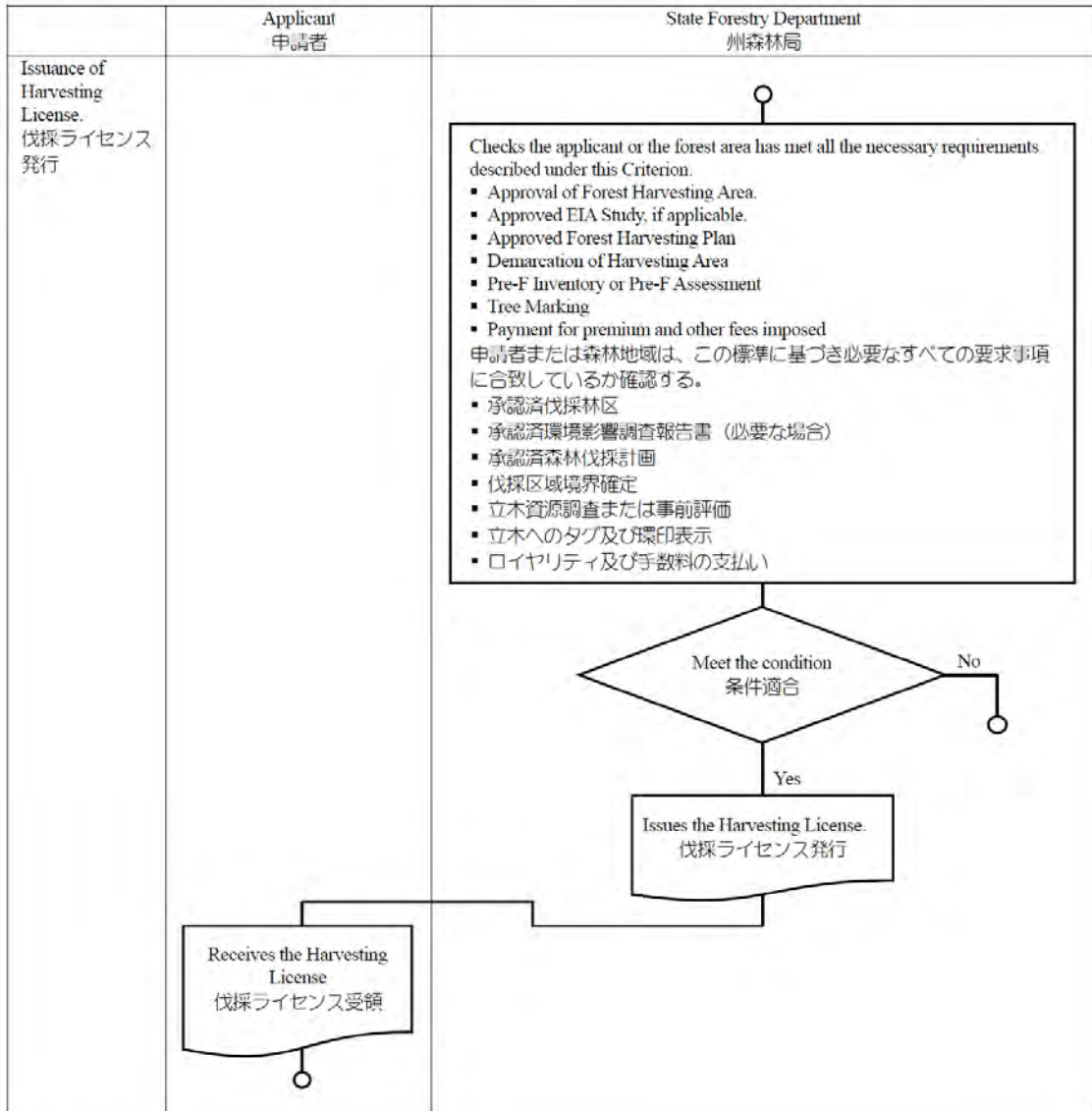
### 【分類標及び財産標の登録】

分類標とは、木材の出所又はそれを管理する機関を示す表示をいう。分類標は、丸太をライセンス区域から運び出す前に刻印により丸太に表示しなければならない。

財産標とは、ロイヤリティその他の法定課徴金を支払った後にライセンス保持者が所有権を示すための表示をいう。

ライセンス取得者は分類標及び財産標の刻印を作成し、州森林局にこれらの印影の登録を申請する。申請があった刻印印影の登録は、州森林局長官を代行して営林署長が行う。

Issuance of Harvesting License	伐採ライセンス発行
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
Any company or person wishing to take or remove forest produce from a forest area needs to have a valid harvesting license.	森林地帯から林産物の収穫または運搬を行う者は、有効な伐採ライセンスを所持する必要がある。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c4 伐採ライセンス発行手続き

### 【証明書及び手続書類】

伐採ライセンスの発行に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c8 伐採ライセンス発行に要する証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, & AL 永久林、州有林及び私有林	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Approval of forest harvesting area.</li> <li>▪ Approved EIA study, if applicable.</li> <li>▪ Approved Forest harvesting Plan.</li> <li>▪ Demarcation of harvesting area.</li> <li>▪ Pre-F inventory or Pre-F Assessment.</li> <li>▪ Tree marking.</li> <li>▪ Payment for premium and other fees imposed.</li> <li>▪ 承認済伐採林区</li> <li>▪ 承認済環境影響調査報告書（必要な場合）</li> <li>▪ 承認済森林伐採計画</li> <li>▪ 伐採区域境界確定</li> <li>▪ 立木資源調査または伐採事前影響評価</li> <li>▪ 立木へのタグ及び環印表示</li> <li>▪ ロイヤリティ及び手数料の支払い</li> </ul>	Registered Company 登録企業	State Forestry Department 州森林局
	Harvesting License 伐採ライセンス	State Forestry Department 州森林局	Applicant 申請者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

### ③ ゴム丸太の移動及び除却

私有地であるゴム農園（再造林地）で生産したゴム丸太を移動又は廃棄するときは、ゴム農園所有者の同意が必要である。

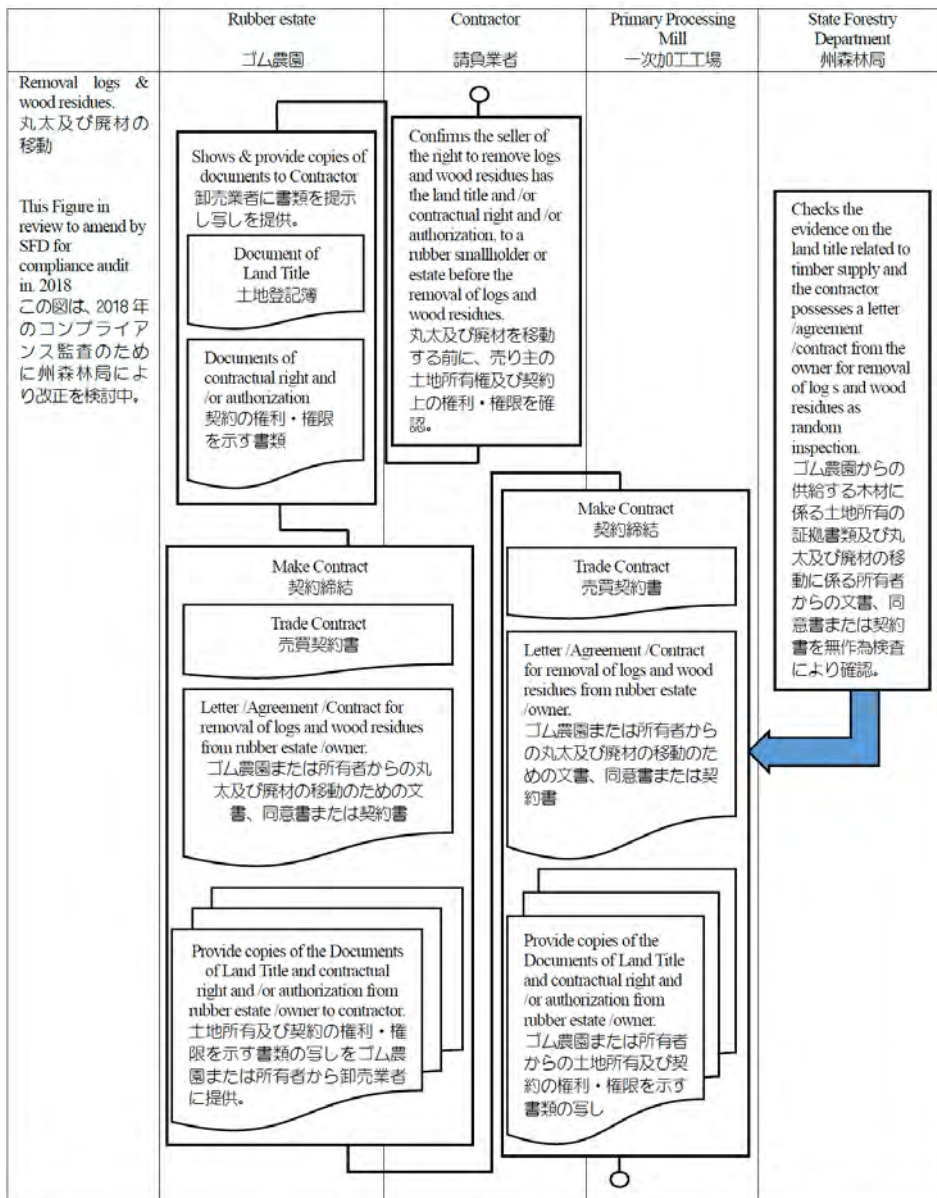
ゴム丸太の移動又は廃棄を請負う業者は、丸太及び廃材を移動する前に、これらの売主であるゴム農園所有者の土地所有権並びに契約上の権利及び権限を確認する。

ゴム農園所有者はこれらの証拠として請負業者に土地所有権については土地登記簿を、契約上の契約及び権限についてはこれらを証明する書類を示し、請負業者とゴム丸太の売買契約を締結する。

ゴム農園と請負業者の売買契約書には、丸太の移動又は廃棄のための文書、覚書又は契約書並びにゴム農園所有者の土地所有及び契約の権利・権限を示す書類の写しの添付が必要である。これらの書類は、請負業者が一次加工工場と売買契約を締結する際にも必要になる。

州森林局は契約行為の適切な履行を確認するために、請負業者と一次加工工場間で締結された契約について、無作為検査を行い確認している。

Consent by owner to remove logs and wood residues from rubber smallholding / estate	小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得
Sources of Timber: RW-R (AL)	木材の出所：ゴム再造林地（私有林）
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
<ul style="list-style-type: none"> <li>Consent by owner to remove logs and wood residues from rubber smallholding /estate.</li> <li>Contractor confirms that the seller of the right to remove logs and wood residues has the land title and/or contractor right and/or authorization, to a rubber smallholding or estate before the removal of logs and wood residues.</li> <li>Contractor possesses a letter /agreement /contract from owner for removal of logs and wood residues.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸太及び廃材の移動には、ゴム農園所有者の同意が必要。</li> <li>請負業者は、丸太及び廃材を移送する前に、販売者のこれらの移動するための権利及び廃材に係る土地所有権または承認をゴム農園所有者に確認しなければならない。</li> <li>請負業者は、丸太及び廃材の移動をするときは、所有者の同意を示す書簡、同意書または契約書を所持しなくてはならない。</li> </ul>



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c5 小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得手続き